

今年最後のゴルフ交流会に 20 人

白河民商第 25 回ゴルフコンペがグリーンアカデミーにおいて 20 名が参加し行われました。当日は前日の豪雨で芝のコンディションが悪い中ではありましたが 5 組に分かれそれぞれがスタートしました。初めて参加する会員もあり久々に大人数でのコンペとなりました。



表彰式を兼ねて反省会を民商事務所で行ない、自分が何位になったかわくわくしながら順位発表を待ち商品をうけとりました。「とても有意義に楽しめた」など、今日の感想なども語られました。



順位は以下の通りです。

- 優勝 佐藤勝重さん(白河4)
- 準優勝 深谷重美さん(白河4)
- 第三位 鈴木清勝さん(東)

おねがい

年末です
会費・商工新聞の完納を
お願いします

消費税課税事業者届出書等の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、先頃、「消費税の届出はお済みですか？」等の消費税の関係書類をお送りし、令和5年分において課税事業者に該当する場合は、「消費税課税事業者届出書」を提出していただくようご案内しておりました。

消費税の申告義務を検討された結果、課税事業者に該当する方は、「消費税課税事業者届出書」、「令和5年分消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表」及び「記帳指導等の受講希望アンケート」をお早めに提出くださるようお願いいたします（先のご案内に同封の返信用封筒をご利用ください。）。

また、消費税の課税事業者に該当しない方につきましても、お手数ですが、上記「令和5年分消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表」を提出くださるようお願いいたします。

※ 郵送手続の都合等から、既に「消費税課税事業者届出書」を提出された方へのハガキが届きました場合には、お手数ですが、下記担当まで連絡をくださるようお願いいたします。

※ なお、令和5年分から簡易課税を選択される場合には、令和4年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。

※ 先頃送付した書類に「令和4年分消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表」が同封されていた方におかれましては、同書類のご提出とともに、令和4年分消費税の申告義務のご確認も併せてお願いいたします。

担当	仙台国税局 業務センター1局分室	電話番号 022-263-5741 0570-070075 (けせびや)	整理欄
----	---------------------	--	-----

この文書による案内は、行政指導として実施しているものであり、その責任者は仙台国税局長です。

注意！！

税務署から消費税に関するハガキが届いています。アンケートは任意ですので回答しなくても罰則はありません。令和3年に売り上げが100万円を超えて、新たに消費税課税業者になる方や課税事業者に戻る方は今年中に手続きが必要になります。不明な点は事務所までご連絡ください。

- 交付対象事業者
小規模事業者で村税の滞納がない事業者
- 交付対象経費
燃料費（ガス・ガソリン・灯油・軽油等）及び電気代の総額

- 給付金の算定方法
令和4年4月から10月までの任意の1カ月の燃料費等の総額と、前年同月の燃料費等の総額を比較し、1万円以上増額している場合は、差を12倍した額の10%（千円未満切り捨て）

経費	令和3年8月	令和4年8月	差額
電気	120,000	160,000	40,000
ガス	80,000	100,000	20,000
ガソリン	30,000	35,000	5,000
灯油	5,000	5,400	400
軽油			-
計	235,000	300,400	65,400

（計算例）・・・法人の場合
65,400 × 12カ月 × 10% = 78,480
交付額は78,000円（千円未満切り捨て）
交付限度額は個人事業主5万円
法人10万円

西郷村で

西郷村では物価高騰により影響を受ける中小企業の緊急的支援を行うため、電気代・燃料費の前年比増額に応じて給付金を交付します。

「物価高騰対応」 中小企業支援給付金を 活用しましょう！

申請締め切りは
12月27日(火)です
不明な点は民商まで

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商工会
TEL(27)3161

毎週発

白河民商
ホームページ
<http://shirakawa-minshou.com/>

メールアドレス
shirakawa-minshou@
isis.ocn.ne.jp



独りで悩んでいませんか？

『無料法律相談』

1月は、12日(木)午後4時から

希望者の方は、事前に
白河民商までご連絡を